

社会福祉法人 安誠福祉会

指定居宅介護支援事業所ファインハイム 重要事項説明書

1 事業の目的

要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 運営の方針

要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定居宅介護支援事業所ファインハイムの概要

(1) 事業所の住所、指定事業所番号及び提供地域

住 所 〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区宿372番地1

事業所番号 1176508750

提供地域 さいたま市桜区、中央区、浦和区、大宮区、西区、南区

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

管 理 者 介護支援専門員 1名（常勤兼務）

介護支援専門員 2名（常勤）

指定居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う

(3) 営業日・営業時間

月曜日から金曜日 9時から18時

（休日は土曜日、日曜日及び12月31日から翌年1月3日）

必要に応じて、これ以外の曜日・時間帯も営業することがある

4 担当介護支援専門員等

(1) 担当介護支援専門員 氏 名

連絡先 電 話 048-856-0001

(2) 法令遵守責任者 氏 名 菊地 広美

5 居宅介護支援業務の内容

(1) 利用申し込みの受付

(2) 在宅サービス内容の説明や課題分析と利用される方のサービス選択

(3) 介護計画の原案作成、費用負担把握

(4) 保険者、サービス提供事業者等の連絡調整とサービス内容検討会の実施

- (5) 利用される方への介護計画説明と同意確認
- (6) 在宅サービス実施と経過観察、再評価による適正なサービスの確保
- (7) その他、各種在宅介護相談、調整業務並びに申請代行業務等

6 指定居宅介護支援における公正中立性

居宅介護支援事業者はケアマネジメントの公正中立性を図るため、ケアプランの作成時において、前6ヶ月間にケアプランに取り入れた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

7 利用料金

(1) 利用料

料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護支援利用料は全額、介護保険から給付されますので自己負担はありません。

- * 但し、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合は、要介護度にかかわらず1ヶ月につき下記利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。後日、このサービス提供証明書を住所地介護保険担当課に提出しますと全額払戻しを受ける事が出来ます。

① 居宅介護支援費（Ⅰ）（1か月につき）

区分	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費（i）	12,000円	15,591円
居宅介護支援費（ii）	6,011円	7,779円
居宅介護支援費（iii）	4,663円	4,663円

居宅介護支援費（Ⅱ）（1か月につき）

一定の情報通信機器（AIを含む）の活用又は事務職員の配置を行っている場合。

区分	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費（i）	12,000円	15,591円
居宅介護支援費（ii）	5,823円	7,547円
居宅介護支援費（iii）	3,491円	4,530円

② 加算

- * 初回加算 3,315円/対象月

新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、又は、要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護を行った場合

* 特定事業所加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所に加算

- (1) 特定事業所加算 (I) 5, 743円/月
- (2) 特定事業所加算 (II) 4, 652円/月
- (3) 特定事業所加算 (III) 3, 569円/月
- (4) 特定事業所加算 (A) 1, 259円/月

* 特定事業所医療介護連携加算 1, 381円/月

* 入院時情報連携加算

利用者は入院時に担当介護支援専門員の事業所名、氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼する

- ・入院先医療機関に対し入院した日に情報提供を行った場合
入院時情報連携加算 (I) 2, 762円/対象月
- ・入院先医療機関に対し入院した日の翌日または翌々日に情報提供を行った場合
入院時情報連携加算 (II) 2, 210円/対象月

* 退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し居宅サービス等を利用する場合、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報を得て居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4, 972円	6, 630円
連携2回	6, 630円	8, 287円
連携3回	なし	9, 945円

* 通院時情報連携加算 552円/月

病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状態や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者の関する必要の情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書（ケアプラン）記録した場合。

* 緊急時等居宅カンファレンス加算（月2回まで） 2, 210円/対象月

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

*ターミナルケアマネジメント加算

4, 420円/対象月

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

*看取り期における、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されるものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

(2) 交通費

通常の実施地域（さいたま市桜区、中央区、浦和区、大宮区、西区、南区）を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は500円を徴収させていただきます。

また、通常の実施地域内であっても、事業所から概ね10kmを超える場合は500円を徴収させていただきます場合があります。

上記交通費の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、その費用を受けることとします。

(3) 解約料

解約料は一切かかりませんが、利用者のご都合により、居宅介護支援契約後、サービス計画作成途中でご連絡がないまま、無断で解約された場合は、1ヶ月の居宅介護支援費相当分の料金を頂くことがあります。

8 虐待防止について

(1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し、研修を実施しています。

(2) 利用者及びその家族等からの苦情・虐待処理体制を整備しています

(3) その他、虐待防止のために必要な措置をとります

(4) 高齢者虐待防止の推進に伴い、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、本人、家族の承諾なく、速やかに市町村等に通報します

・身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

9 ハラスメント防止について

(1) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指し、必要な体制の整備や研修等を行うとともに、必要な措置をとります。

(2) 従業員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・セクシャルハラスメント等により、法的手段及び契約を解除する場合があります。

1 0 事業継続計画の策定

- (1) 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施致します。

1 1 衛生管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に努めます。また、研修等を行い、感染症対策の資質向上に努めます。

1 2 従業員の質的向上を図る為、定期的に研修の機会を設け、業務体制を整備します。

1 3 IPカメラ（ネットワークカメラ、Webカメラ等）のようにネットワークを介し職員の個人情報や画像を取得する場合は、設置場所や映像の管理などについて説明するように求めます。許可なく使用した場合は、法的処置を取らせて頂くことがあります。

1 4 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

(1) 相談窓口1

指定居宅介護支援事業所ファインハイム

受付時間 月曜日～金曜日 9時～18時 電話048-856-0001

相談受付担当者 菊地 広美

相談解決責任者 菊地 広美

(2) 相談窓口2

その他の公的窓口

- ・埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情専用） 電話 048-824-2568
- ・さいたま市役所 長寿応援部 電話 048-829-1265
- ・さいたま市 桜区高齢介護課 電話 048-856-6178
- ・さいたま市中央区高齢介護課 電話 048-840-6068
- ・さいたま市浦和区高齢介護課 電話 048-829-6153
- ・さいたま市大宮区高齢介護課 電話 048-646-3068
- ・さいたま市 西区高齢介護課 電話 048-620-2668
- ・さいたま市 南区高齢介護課 電話 048-844-7178

1 5 秘密の保持

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者等は、個人情報保護法等に則りサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしませんこの守秘義務は契約終了後も同様です。

お預かりしている個人情報の利用目的は以下の通りと定めますが、あらかじめ文書

で同意を得ない限りは利用致しません。

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新・変更のため。
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉事業団等との連絡調整のため。
- (4) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合、及び主治医等の意見を求める必要のある場合。
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議のため。
- (7) その他サービス提供で必要な場合。
- (8) 上記各号に関らず、緊急を要する時の連絡等の場合。

1.6 事故発生時の対応

居宅介護支援事業者保証制度に加入し業務中の事故発生時には迅速に対応します。

1.7 緊急時の対応

利用者の家族に連絡し、家族の指示に従います。また、急病等で救急を必要と判断した場合は、主治医・家族に連絡して、救急車の出動を依頼します。

[家族への緊急連絡先]

緊急連絡先	住所
	氏名 (続柄)
	電話 — —
	携帯 — —
上記以外の連絡先	住所
	氏名 (続柄)
	電話 — —
	携帯 — —

